

共通化の対象選定に向けた令和 8 年度の対象候補の選定及び作業依頼について (案)

令和 8 年 月 日

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象候補となる業務・システムは、以下 1～6 のとおりとする。

各制度所管府省庁におかれては、本基本方針に基づき、以下の「依頼事項」とおり対応をお願いしたい。その上で、共通化の対象を選定することとする。

I データの可視化・活用による政策実施等の的確化

1. 被災者支援システム

(1) 制度所管府省庁

内閣府 ※防災庁設置後は「防災庁」

(2) 選定の理由

発災時、市町村（東京 23 区を含む。以下同じ。）は、被災者支援に必要な被災者情報を一元的に把握するために「被災者台帳」を作成することができる。様々なベンダが、被災者台帳の作成など、市町村の被災者支援業務に資するシステム（以下「被災者支援システム」という。）を提供している一方、既存の被災者支援システムの多くは災害時の使用を前提としているため、職員が日常業務で利用する機会が限られており、また被災者情報が被災者支援システムに十分に集約されず、有事の際に活用が難しいといった運用上の課題も生じている。また、市町村ごとに、被災者支援システムにおいて扱う情報の種類や形式が異なることで、市町村をまたぐ広域避難者の情報を、異なる被災者支援システムを利用する市町村間で連携することが難しいという課題も存在する。

こうした観点から、発災時、市町村において、被災者支援に必要な情報を、平時から利用するデータソース（例：市町村の基幹システム（住基・税・福祉等））からシームレスに被災者支援システムに集約可能とする仕組みを構築することが求められている。このとき、被災者支援システムへの情報集約をスムーズにするとともに、広域避難先の市町村や支援機関等にスムーズに情報連携する観点から、被災者支援に必要な情報項目を標準化することも重要である。

このような状況を踏まえ、国が、被災者支援に必要な情報項目を被災者支援

版 EEI¹として整理するとともに、それに準拠した形で情報集約をする被災者支援システムの標準的な仕様を策定することで、広域災害時の情報連携も視野に、被災者支援の更なる充実を実現する必要がある。

(3) 依頼事項

内閣府は、令和9年2月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、既にシステムを導入している市町村における調整コスト等を踏まえ、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

検討状況については、令和8年12月に国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会に対し、中間報告されたい。

2. 被災者支援システムに係る相互連携ツール

(1) 制度所管府省庁

内閣府 ※防災庁設置後は「防災庁」

(2) 選定の理由

被災者台帳の作成など、市町村（東京23区を含む。以下同じ。）の被災者支援業務に資するシステム（以下「被災者支援システム」という。）は、様々なベンダが市町村ごとに個別に提供しているため、市町村ごとに、被災者支援システムにおいて扱う情報の種類や形式が異なることで、市町村をまたぐ広域避難者の情報を、異なる被災者支援システムを利用する市町村間で連携することが難しいという課題が存在する。こうした課題に解決するためには、将来的には、被災者支援版 EEI を整理の上、被災者支援に必要な情報を被災者支援システムに集約可能とする仕組みを実現することが望ましい一方、こういった仕組みが社会実装に至るまでには比較的長期間の検討が必要と考えられる。しかしながら、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震等の発生に備える観点から、広域での被災者情報の連携が喫緊の課題であることを踏まえ、過渡的な形であっても早期に市町村間等の情報連携を実現する必要がある。

このような状況を踏まえ、国が、異なる被災者支援システム間の相互連携手法の在り方について整理した上で、必要に応じて、データの抽出・変換・連携

¹ 被災者支援に必要な EEI（災害対応基本共有情報：Essential Elements of Information）をいう。例えば、基本4情報、医療情報、安否情報、避難所情報等を想定。

機能（ETL²）等を共通 SaaS として整備し、共通の基盤として提供することも視野に、相互運用性の確保及びトータルコストの最小化を図る必要がある。

（3）依頼事項

内閣府は、令和 9 年 2 月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、既にシステムを導入している市町村における調整コストや、被災者台帳等の関連システムとの連携の在り方を念頭に置きながら、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

検討状況については、令和 8 年 12 月に国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会に対し、中間報告されたい。

3. コンビニ交付サービスの証明発行サーバ

（1）制度所管府省庁

総務省、法務省、デジタル庁

（2）選定の理由

コンビニ交付サービスとは、事業者がコンビニ等に設置したキオスク端末を活用することにより、市区町村の窓口でなくても住民票や地方税、戸籍関係の証明書の写し等を受け取ることが可能となるサービスである。全国の約 8 割の市区町村が参加しており、令和 7 年度の交付通数は約 4,000 万枚と、全国的に広く普及しており、住民の利便性向上や市区町村の職員の業務負担軽減の効果が大きいサービスである。

コンビニ交付サービスは、地方公共団体情報システム機構が構築する証明書交付センターに、各市区町村で構築する証明発行サーバを通じて連携させる方式と、自治体基盤クラウドシステム（BCL）³の証明発行機能を活用する方式の 2 つがある。前者の方式による場合には、証明発行サーバのインターフェースのファイル形式やデータレイアウトが、標準準拠システム（住基・印鑑、税系、戸籍等）のそれらと異なるときには、証明発行サーバのベンダと標準準拠システムのベンダとの間の調整に大きな労力を要する場合がある。

² ETL はデータウェアハウスなどの構築において、種々のデータソースからデータを抽出（Extract）し、必要に応じて変換（Transform）して、目的のデータベースに格納（Load）する処理をいい、ETL ツールは上記 ETL の 3 つのプロセスを自動的かつ継続的に実行するためのソフトウェアのことを指す。

³ 市区町村から連携された住民情報システムのデータをバックアップとして保管し、連携された住民情報を利用したサービスを提供する地方公共団体情報システム機構が運営するクラウドシステム

これは、根元的には証明発行サーバ側のインターフェースの仕様が各ベンダにより様々で統一されておらず、また、証明発行サーバについては標準化対象外システムであることから、標準準拠システム側においてもデータ要件・連携要件標準仕様書（機能別連携仕様）に統一された受渡しファイルの形式等を規定されていないことに起因する。

コンビニ交付サービスは上述のとおり住民の利便性向上や市区町村の職員の業務負担軽減の効果が大きいサービスであり、その活用時に想定される潜在的な負担を解消することで、より広範かつ有効な活用を期待することができる。したがって、証明発行サーバと標準準拠システム間のインターフェース連携に係る上記の課題の解消に向け、コンビニ交付サービスの証明発行サーバを共通化の対象候補とする。

＜参考＞令和７年地方分権提案（管理番号 76）

（３）依頼事項

総務省は、法務省やデジタル庁と連携して、令和９年２月末までに、証明発行サーバ側のインターフェースの仕様について、標準準拠システムのデータ要件・連携要件に係る見直しの要否等と併せて検討した上で、市区町村における標準準拠システムへの移行の進捗状況も踏まえつつ、トータルコストの最小化が実現可能であるかも含め共通化することが適当かを検討し、共通化する場合は、その方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

検討状況については、令和８年１２月に国・地方連絡協議会に対し、中間報告されたい。

Ⅱ デジタル化に伴う事業活動等の変容に即した行政手法の改革

4. 救急医療情報連携プラットフォーム

(1) 制度所管府省庁

厚生労働省（※総務省消防庁と連携）

(2) 選定の理由

高齢化等の進展に伴い救急需要は年々増加しており、消防本部及び医療機関における救急医療体制がひっ迫しつつある。

そのような状況の中、救急患者の搬送調整に当たっては、救急搬送事案が発生した際に、出動要請に応じて救急隊が現場に到着してから、受入先となる医療機関が決定するまでの間、地域によっては、救急隊が医療機関に対して電話連絡を繰り返し、その度に傷病者情報を説明する必要がある、現場滞在時間を延伸させる要因となっている。

これらの状況を改善するため、一部の地方公共団体においては独自システムの導入により搬送調整業務の効率化が図られているが、

- ・ 地方公共団体ごとに個別にシステムを導入していることから、広域搬送の受入先となる医療機関側が複数のシステムへの対応を求められる
- ・ システム整備、運用コストの大きさから地方公共団体がシステムの利用を継続できない場合がある
- ・ 消防・医療機関の関係者のシステム習熟に時間がかかり、新システムの導入が円滑に進まない

等の課題がある。

このような状況を踏まえ、厚生労働省は総務省消防庁と連携し、令和6年度に「救急医療情報連携プラットフォーム」モデル事業、令和7年度に「新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型 TYPES）」に基づく実証事業を実施しており、デジタルを活用した課題解決に向けたシステム仕様書案の策定や運用上・技術上の課題抽出を進めている。今後は、救急現場で得た傷病者情報を、搬送先候補となる医療機関と必要な範囲で迅速かつ安全に共有でき、応需状況をタイムリーに把握できるプラットフォームを構築するとともに、他のシステムとの連携を可能とすることによって、搬送調整の円滑化や傷病者の病態に応じた適切な医療機関への搬送を実現することが期待される。

本業務については、地域ごとに救急医療体制や運用上の特色が存在しているものの、そうした特色に柔軟に対応可能なシステムであることを前提とした上で、一定程度共通化が可能な機能については、それぞれの地方公共団体が個別にシステムを構築するよりも、共通基盤として整備する方が、トータルコスト

を最小化できると考えられる。

このため、救急医療情報連携プラットフォームを共通化の対象候補とする。

(3) 依頼事項

厚生労働省は、「デジタル行財政改革 取りまとめ 2026」（令和 8 年 7 月 7 日デジタル行財政改革会議決定）等に基づき、総務省消防庁と連携しながら、令和 9 年 2 月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、先行する地方公共団体の事例等を参考にしつつ、現場目線の運用の方法と、消防本部及び医療機関の事務負担の軽減等について具体的な方法を検討されたい。

検討状況については、令和 8 年 12 月に国・地方連絡協議会に対し、中間報告されたい。

Ⅲ デジタルの活用により可能となる国・地方自治体関係の合理化

5. 地方版アタックサーフェスマネジメント（ASM）システム

（1）制度所管府省庁

総務省

（2）選定の理由

昨今、サイバー攻撃が巧妙化・高度化する中で、サイバー攻撃の対象が外部からアクセス可能なＩＴ資産（サーバー、クラウドサービス、ネットワーク機器等）に変化しており、各地方公共団体が保有するＩＴ資産も攻撃の対象となっている。

各地方公共団体の情報システムを効率的に防御しつつ、サイバーセキュリティ対策を常に強化し続けるためには、地方公共団体のＩＴ資産に内在する脆弱性等のリスクを横断的に把握・分析しながら、リスク管理を効果的・効率的に行う必要がある。

政府機関においては、インターネットを通じて組織の外部からアクセスすることができるＩＴ資産について、攻撃者の視点で継続的に発見・監視し、潜在的な脆弱性や設定ミスなどのリスクを評価・管理するシステムであるアタックサーフェスマネジメント（ＡＳＭ）システムを構築して運用を開始しているところである。

このため、地方公共団体においても、アタックサーフェスマネジメント（ＡＳＭ）システムを導入して、地方公共団体が保有するＩＴ資産を観測対象とすることで、各地方公共団体のＩＴ資産に内在する各種の脅威情報を集約することが可能となり、これらの情報をもとに地方公共団体が抱える潜在的なリスクを横断的に把握・分析を行い、地方公共団体全体のサイバーセキュリティ対策の強化に活用することができる。

全ての地方公共団体が利用可能なシステムとして地方版アタックサーフェスマネジメント（ＡＳＭ）システムを国が一括で整備することで、各地方公共団体における専門人材の多寡にかかわらず、自組織の外部からの攻撃リスクを効率的に把握・対処できる仕組みを整備することが可能となり、また、地方公共団体ごとにシステムを構築するよりも共通化した方が国・地方を通じたトータルコストを最小化できると考えられるため、地方版アタックサーフェスマネジメント（ＡＳＭ）システムを共通化の対象候補とする。

（3）依頼事項

総務省は、地方版アタックサーフェスマネジメント（ＡＳＭ）システムの構

策に当たって、令和9年2月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、地方公共団体の声を丁寧に聞き取った上で、セキュリティ、利便性、安定性等の総合的な観点で適切なシステム構築を念頭に置きながら、国・地方でトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

検討状況については、令和8年12月に国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会に対し、中間報告されたい。

6. 地方公務員給与実態調査システム

(1) 制度所管府省庁

総務省

(2) 選定の理由

地方公務員給与実態調査は、地方公務員の給与の実態を明らかにし、併せて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ることを目的としたもので、地方公務員の給与に関する基本的かつ重要な調査であり、5年ごとに実施される基幹統計調査と基幹統計年の間を補充する補充調査（基幹統計年以外の年に実施）に分かれている⁴。

地方公務員給与実態調査の方法については、総務省から送付される調査票ファイルに地方公共団体が入力し、電子メールに添付して提出することとされており、人為的な操作誤り、ファイル破損などを原因として総務省における集計段階で不備が発覚した場合に、再回答又は内容修正のために電子メールを介したやりとりや作業が生じるため、地方公共団体、総務省の双方において業務負担が生じている。また、市区町村については、調査票を提出又は修正する際に都道府県を経由する必要があることに加え、その都度、都道府県において結合・集計作業が生じるため、都道府県の調査担当職員の業務負担が特に大きなものとなっている。

今後は、地方公共団体が行う、地方公務員給与実態調査業務の負担を大幅に減らすため、オンプレミス環境下におけるシステムの利用状況を整理し、クラウド上で共通化する（例えば、調査票データをアップロード可能なweb回答フォームを設置し、総務省や都道府県が市区町村の提出状況を確認できるようにするとともに、都道府県が行っていた結合・集計作業を減少させるなどの機能を有した全国共通のシステムを導入する）ことによって、当該作業に係る地方公共団体の事務負担の軽減を図ることが期待される。

⁴ 基幹統計調査は職員個人別の悉皆調査であり、補充調査は団体別の調査である。

本業務については地方公共団体にとって共通のものであり、それぞれの地方公共団体がシステムを構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化できると考えられるため、地方公務員給与実態調査システムを共通化の対象候補とする。

＜参考＞令和８年地方分権提案（管理番号 34）

（３）依頼事項

総務省は、令和９年２月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、地方公共団体における調整コスト等を念頭に入れながら、国・地方を通じた事務負担を含めたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

検討状況については、令和８年１２月に国・地方連絡協議会に対し、中間報告されたい。